<個別案件確認表(東京都)>

東京都担当確認年月日令和3年3月16日東京都作業部会確認年月日令和3年3月17日(契約変更に伴う再確認日令和3年8月20日)

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること	 本件は、東京 2020 大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を確保するにあたり、営業休止を余儀なくされる関連事業者への損失補償である。 オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること	・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間及び国(JSC を含む) 所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担するこ ととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当であ る。	

・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタ ジアムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等 の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 (令和3年8月19日 契約変更に伴う確認・追記) 以下のとおり、組織委員会から説明を受けている。 ・東京 2020 大会の開催延期に伴い、大会開催のために組織委員 会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者 に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び 再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で 引き続き借用する方向で取り扱う。 ・既に工事が令和2年1月より着手されている当該施設について 経費の内容等 は、上記②に該当するとともに、延期後の大会に向けて全仮設 が必要性(必要 物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合 な内容、機能か の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価とな など)、効率性 (適正な規模、 ・これらを踏まえ、当該施設について、令和3年10月まで借用 単価かなど)、 期間が延長されることから、その間休業が余儀なくされる関連 納得性 (類似の 事業者への損失補償は必要と言える。 ものと比較し ・ 補償対象は、施設の借り上げに伴い休業が余儀なくされる関 て相応かなど) 連事業者に発生する損失である。 等の観点から · 各施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交 妥当なもので 渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮 あること を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部 有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の 率 施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 性 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和3年8月19日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 各施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交 渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮 を行っており、関連事業者への補償期間もそれと連動してい る。

1			
	納得性	 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。(令和3年8月19日 契約変更に伴う確認・追記) 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。 	
	1	・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損 失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業	
その他経費の内容等		は、公費負担の対象として適切といえる。	
が公費負担の対象と		・ V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が	
して適切なものであ		最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。	
ること		(令和3年8月19日 契約変更に伴う確認・追記)	
		・V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最	
the ballion is	<i>*</i>	小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	
*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピッ			

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

 東京都担当確認年月日
 令和3年8月19日

 東京都作業部会確認年月日
 令和3年8月20日

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点東京都の見解		備考	
経費の負担が平月 年 5 月 31 日の合 考え方に基づく であること	意の	本件は、東京 2020 大会のメインスタミックスタジアムの運営に必要な土地・旅たり、営業休止を余儀なくされる関連である。 オリンピックスタジアムは、パラリンとる予定であり、平成 29 年 5 月 31 日のインピック経費の 1/4 相当額を東京都が負	施設等を確保するにあ 事業者への損失補償で ピック競技が実施され 合意に基づき、パラリ
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間 所有施設の競技会場の賃借料等は、組織 ととなっており、組織委員会が執行する る。	織委員会が負担するこ
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性	必要性	オリンピックスタジアムは、東京 2020 アムであり、当該競技会場の運営に必要 保は、大会運営に不可欠な事業である。	要な土地・施設等の確
(適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	効率性	補償対象は、施設の借り上げに伴い休憩 連事業者に発生する損失である。 各施設の使用期間は、関係FAと調整の 渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短さ 慮を行っている。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償さ 有識者等の専門的知見を踏まえ制定し の施行に伴う損失補償基準」に基づき 以上から、適正な規模、基準による算知	の上、施設所有者と交 となるよう最大限の配 基準」に準拠し、外部 た「組織委員会の事業 算定を行っている。

		・ 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記 の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠
	納得性	し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員 会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。
		・ 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。
その他経費の内 が公費負担の対 して適切なもの ること	象と	 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。